

別 紙（１）

建造物部会

本丸御殿保存修理工事にかかる工事進捗状況について

1 工事概要

重要文化財(建造物)二条城本丸御殿玄関、御書院、御常御殿、台所及び雁之間の4棟は、孝明天皇の仮皇居にもなった旧桂宮家今出川屋敷の主要な建物を明治期に移築したもので、近世宮家住宅の遺構として貴重な建物である。

建物は、昭和57～平成元年度に屋根修理等を実施したが、平成7年の阪神大震災により、玄関棟の柱が折れるなどの被害を受けた。その後、応急的な補強を施しているが、耐震性に問題があるため、毎年春と秋に実施していた建物内の特別公開を休止している。

今回の修理では、平成29～33年度を工期として、破損木材の取替えや屋根瓦の葺替え、壁の塗り替え等の工事を行う予定である。併せて、建物の耐震性を高めるため構造補強を行う。

2 これまでの工事進捗状況（平成29～30年度）

(1) 台所及び雁之間の修理工事（2ヵ年計画）

- ・平成29年8月10日付けで事請負契約を締結した（一般競争入札により伸和建設株式会社が落札）。
- ・修理対象建物に素屋根を設け、屋根葺き替え、左官工事、補強工事などを実施したのち、素屋根を解体し、平成31年3月末に工事を完了した。

(2) 玄関・御書院・御常御殿の修理工事（4ヵ年計画）

- ・平成30年10月25日付けで工事請負契約を締結した（一般競争入札により伸和建設株式会社・株式会社上宗建設特定建設工事共同企業体が落札）。
- ・修理対象建物に素屋根を設け、主に屋根や壁の解体、飾金具や畳の取り外しを行った。
- ・平成30年度工事は台風21号の影響により工事の一部を次年度へ繰り越し、令和元年8月末に完了した。

(3) 障壁画修理（5ヵ年計画）

- ・平成29年7月31日付けで委託契約を締結した（一般競争入札により株式会社松村泰山堂が落札）。
- ・本丸御殿の障壁画全237面のうち、台所及び雁之間の27面、御書院の50面、御常御殿の15面の修理を実施した。

3 令和元年度の工事計画

(1) 玄関・御書院・御常御殿の修理工事

- ・前年度に引き続き、修理対象となる木部・壁の解体を進め、玄関棟を中心に柱の傾斜修正や、梁の補修を行う。また瓦の作成なども並行して行う。

(2) 障壁画修理

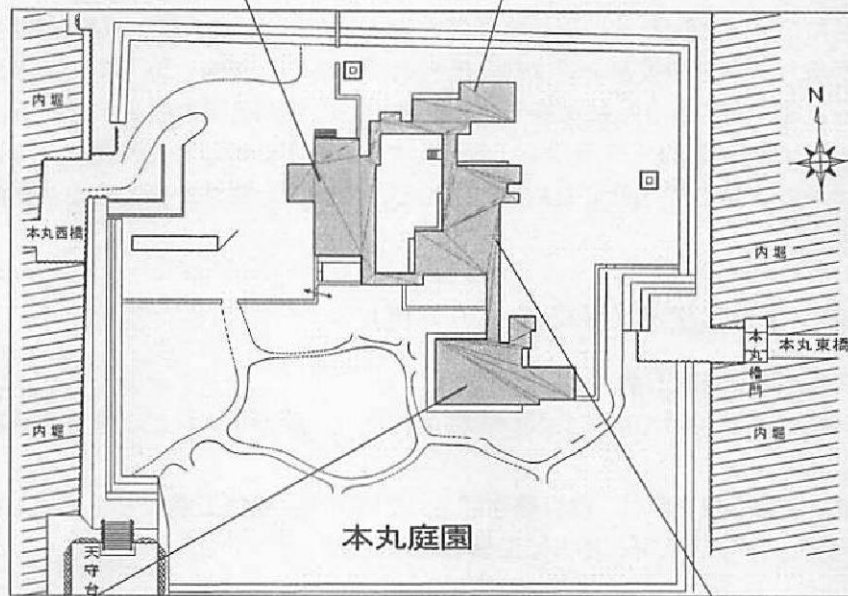
- ・御書院の10面、御常御殿の19面の計29面を修理する。



玄関



台所及び雁之間

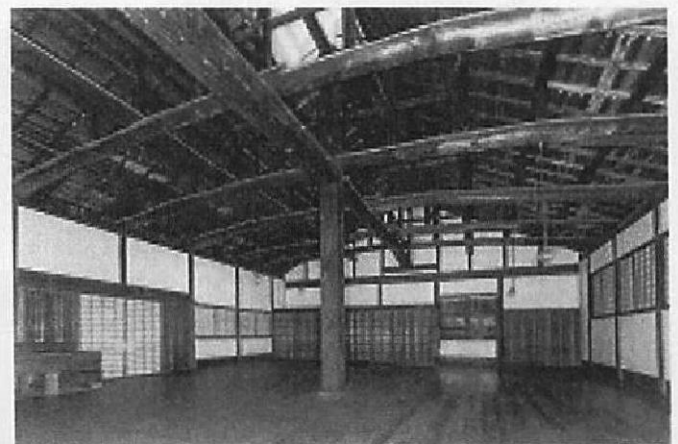


御常御殿

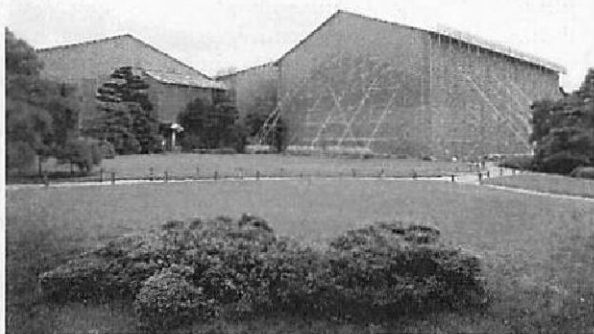


御書院

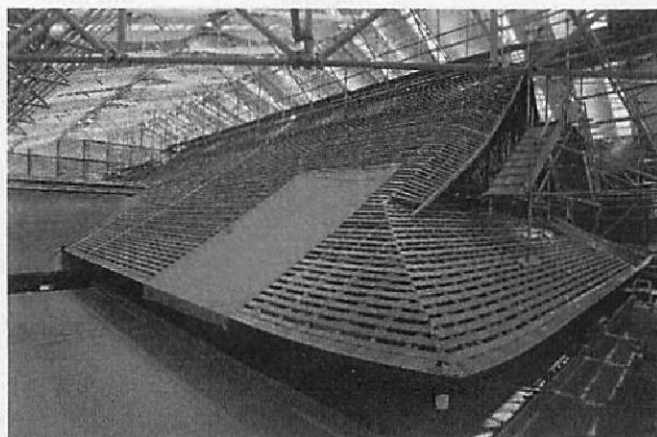
本丸配置図



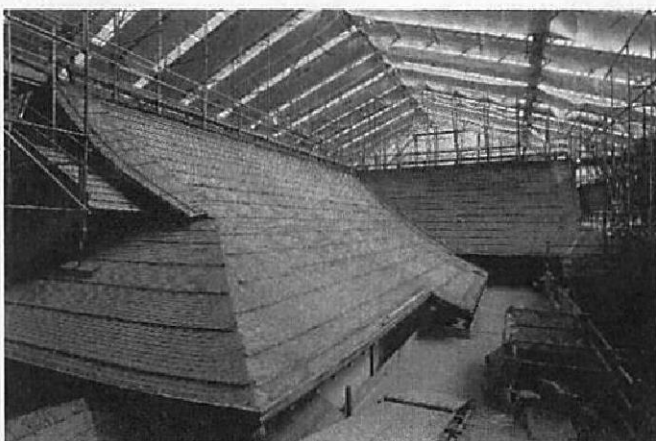
台所及び雁之間 竣工状況



素屋根設置状況



玄関

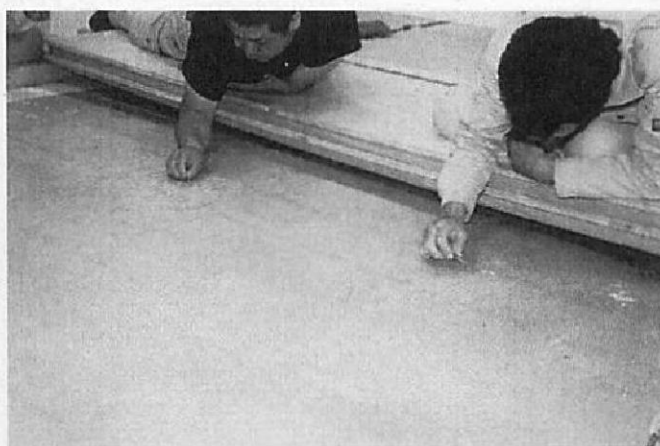


御書院



御常御殿

玄関ほか2棟 修理状況



旧肌裏除去作業



本紙欠損部補修

障壁画 修理状況

本丸御殿玄関ほか2棟 耐震補強方針案について

1 現行補強計画の概要と問題点（別紙参照）

今回の修理では、建物の修理と併せて、平成 21～22 年度に実施した耐震調査の成果を踏まえ、床組に足固補強材、室内開口部に耐震壁、小屋裏に水平筋交を設置するなどの補強を行う計画である。

玄関ほか2棟について、平成 31 年 2 月以降、屋根葺材を外す等の修理工事を進めるなか、小屋組や柱等の構造を確認したところ、平成 22 年度の基本設計では想定していない構造の違いや破損部分等が判明した。なお、室内開口部への補強壁設置については、平成 29 年度の建造物部会（平成 29 年 9 月 4 日開催）で、検討の必要性について指摘を受けた経緯がある。

2 本丸御殿玄関ほか2棟の耐震診断等の検討

上記 1 の状況を踏まえ、建物の耐震補強計画の検討を行うこととした。

具体的には、今回、補強方針を精査するにあたり、耐震の診断を含む委託業務を発注し、業務を実施中である。

3 耐震補強案の検討

(1) 調査・診断にかかる基本的な考え方（P 6 参照）

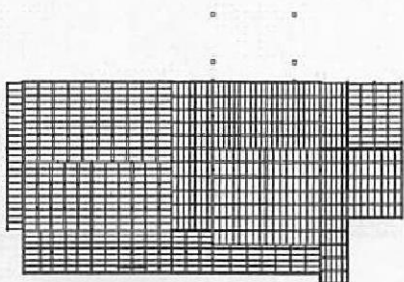
今回の業務においては、耐震診断に必要な建物の構造・荷重・地盤に関する調査を実施した。調査と並行しながら基本的な診断方法や地盤に関する考え方、耐震にかかる目標値を P 6 のとおりまとめ、これに基づき診断・解析を行っている。

(2) 3 棟の耐震解析結果と補強素案について（P 7～10 参照）

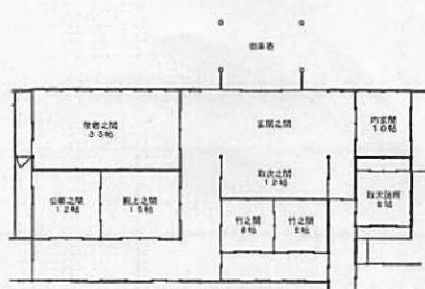
3 棟それぞれの具体的な解析結果および補強素案については P 7～10 のとおりであるが、特に補強案については、概ね下記の 5 つの対策を軸に、補強の基本方針を定めている。このうち、太字の①・⑤については、文化財として価値を継承するための適切な補強方法が求められるため、今後さらに検討を加え、1 月末日を目途に、再度建造物部会を開催のうえ、補強方針の確定を図りたい。

〈本丸御殿玄関ほか2棟 補強の基本的な手法（案）〉

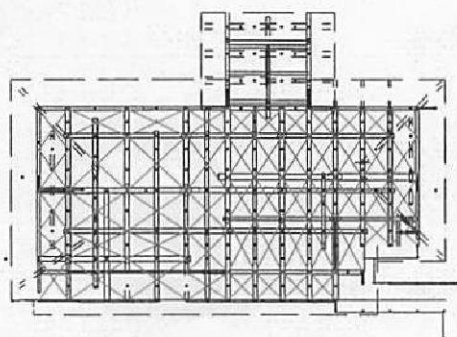
- ① 鉄骨柱補強
- ② 屋根の軽量化
- ③ 表具壁下地の強化
- ④ 床下足固補強
- ⑤ 柱の曲げ折れ補強



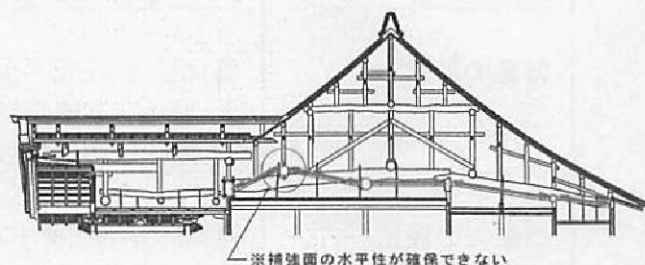
床組への足固補強材の設置



開口部への耐震壁の設置



小屋裏への水平筋交の設置
(小屋伏図)



小屋裏への水平筋交の設置
(小屋断面図)

現行の補強計画
〈玄関棟の事例〉



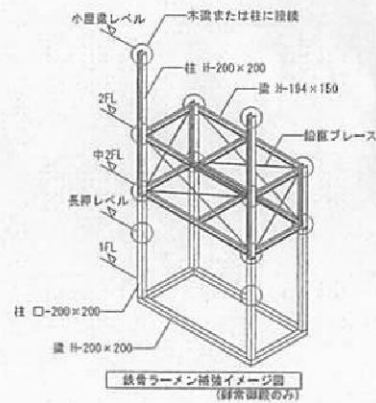
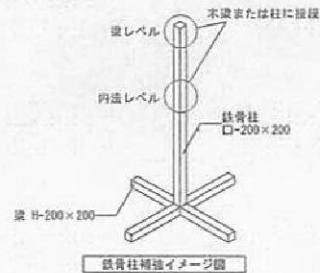
補強面に水平性が確保できない

既存の繫梁により筋交が通せない

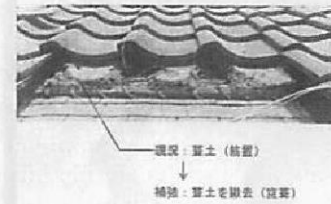
小屋裏筋交 計画上の問題事例
御常御殿 南西部

現行補強計画の問題点

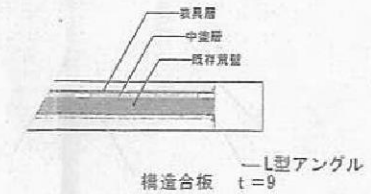
1 鉄骨補強
(ラーメン2ヶ所・柱3ヶ所)



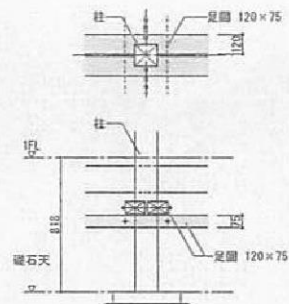
2 屋根の軽量化



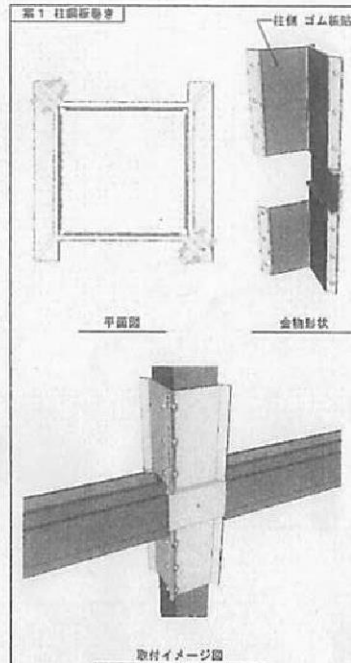
3 表見壁の合板補強
(片面張り)



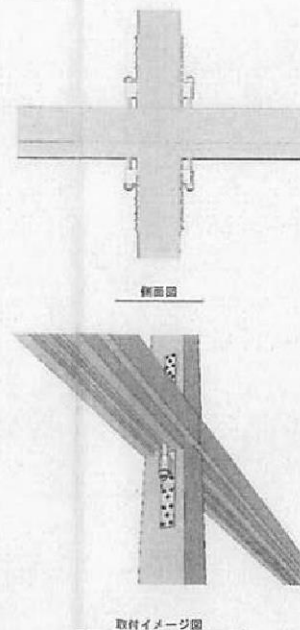
4 床下の足固補強



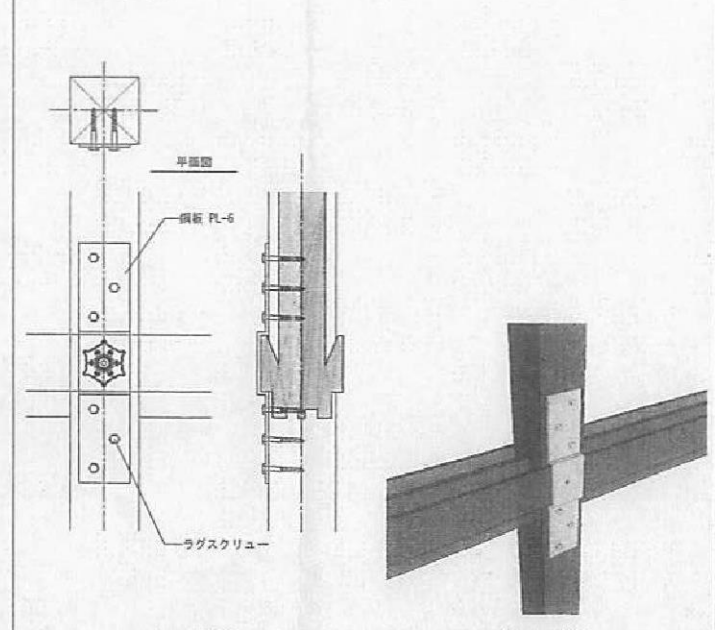
5 柱 曲折れ補強



高2 ホールダウン金物



高3 柱側面補板張り



番所の耐震補強及び活用について

3月8日の建造物部会、3月20日の二条城保存整備委員会において、番所の構造補強について補強内容の見直しを行うよう指摘があり、建造物部会の指導を受けて、下記のとおり、番所の構造補強を見直した。

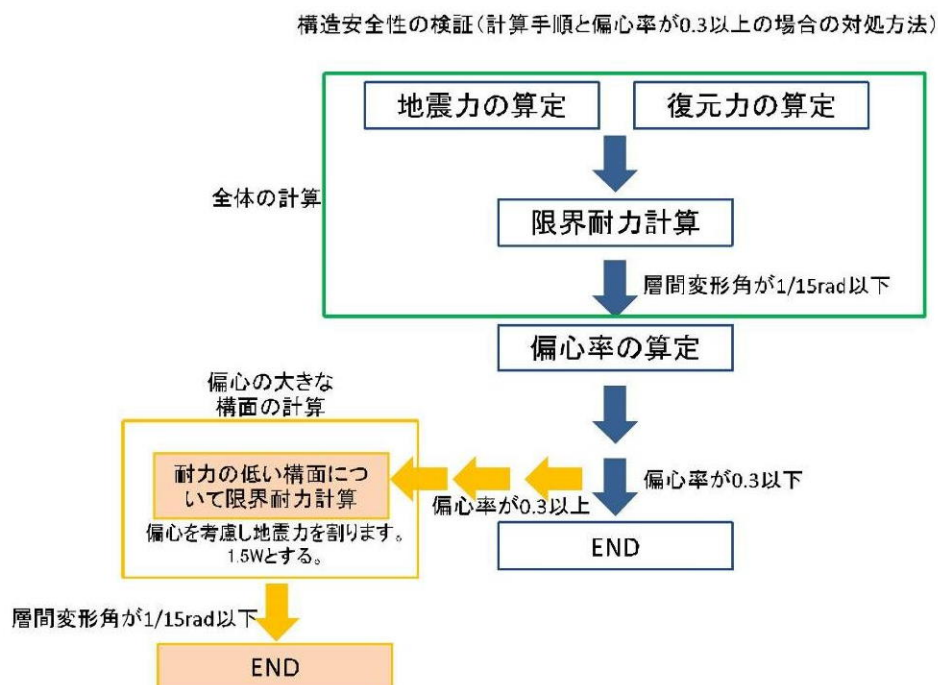
1 建造物部会の指導により補強内容の見直し

- (1) 構造的に固まっている背面側への補強を控える。
- (2) 計算方法は限界耐力計算で行い、正面側開口部の耐力及び梁間方向の壁を見直し、建物偏心に考慮し地震力を1.5倍に割増して再度計算する。
- (3) 建物全体の層間変形角は、 $1/15\text{rad}$ 以下とする。

2 再計算（構造計算の流れは下記フローで実施）

正面開口部床下に補強を行うため「仕口ダンパー」を設置し、再計算した結果OK（限界変形角： $1/16\text{rad} < 1/15\text{rad}$ ）となった。

再検討フロー図



3 床下の状況と仕口ダンパー



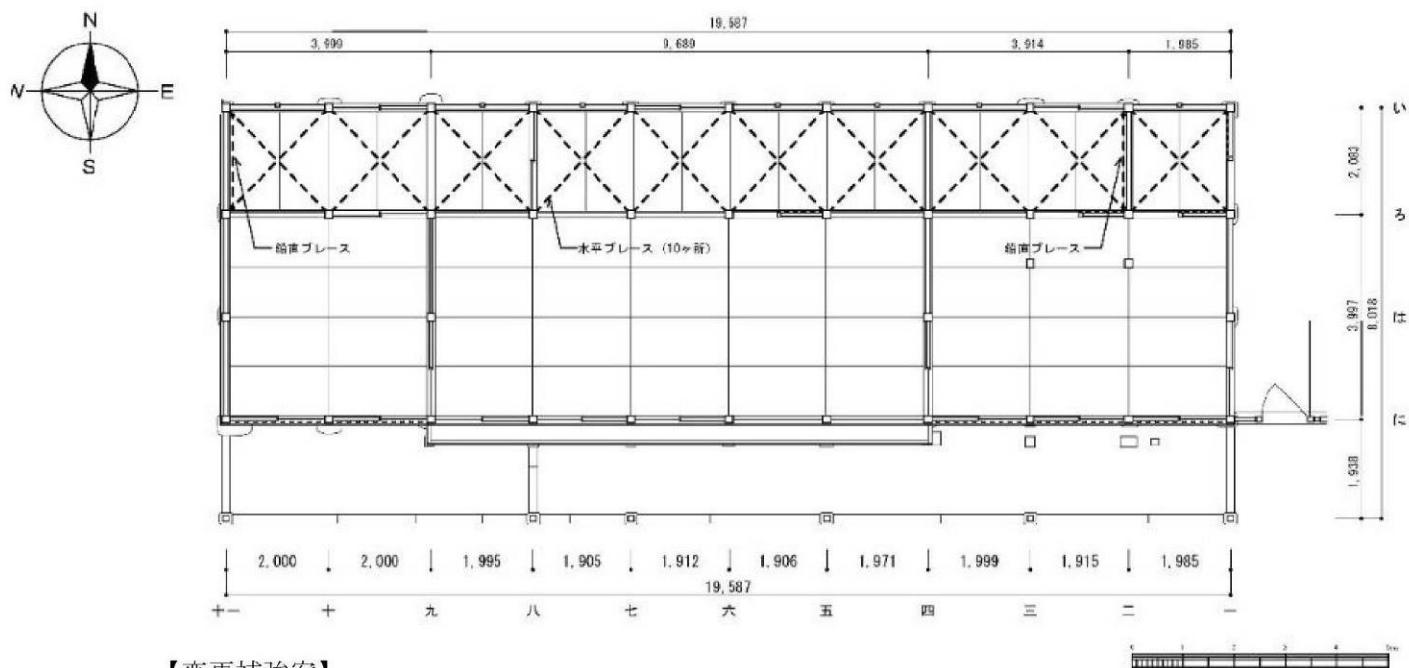
番所正面開口部床下現況



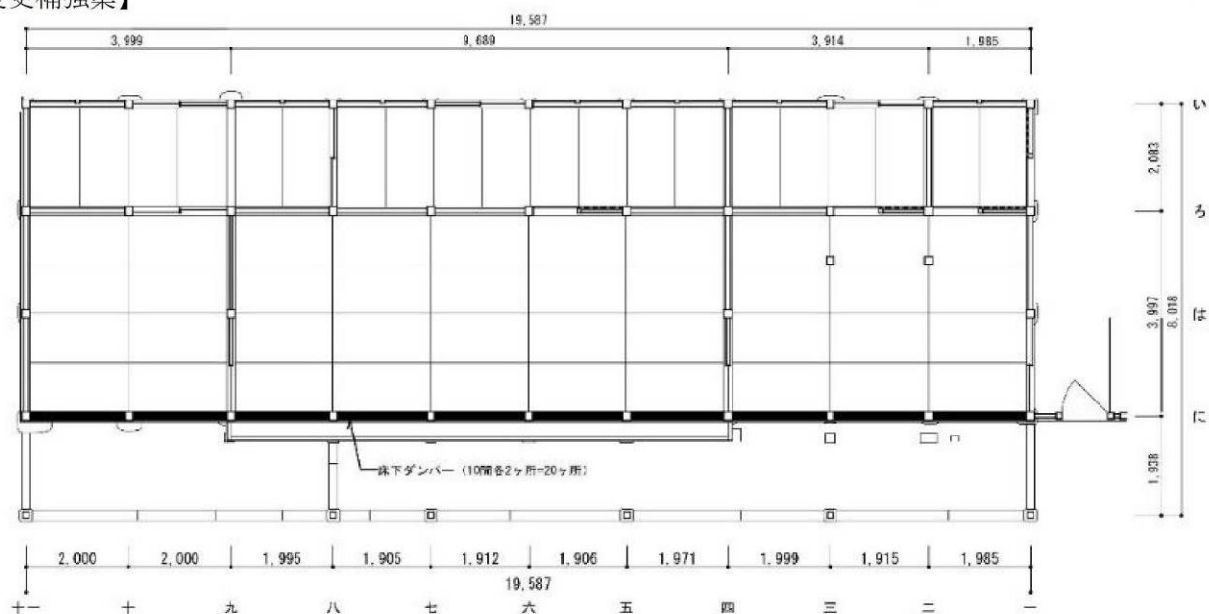
仕口ダンパー

4 補強案の変更

【前回補強案】



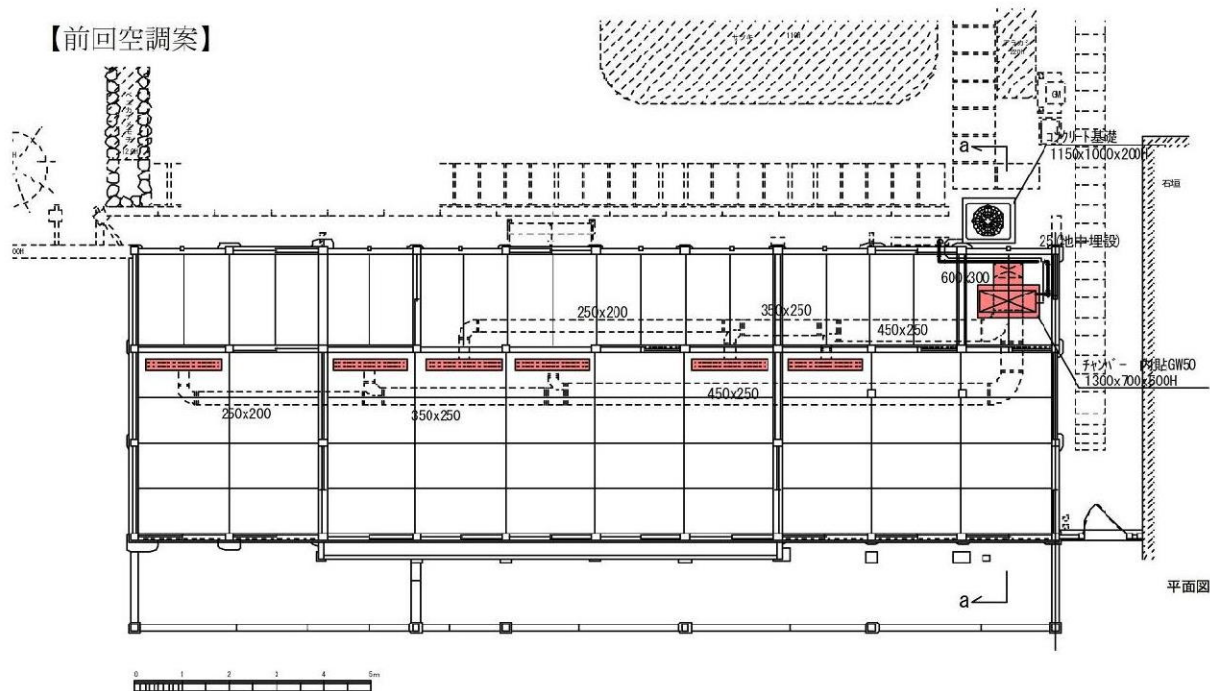
【変更補強案】



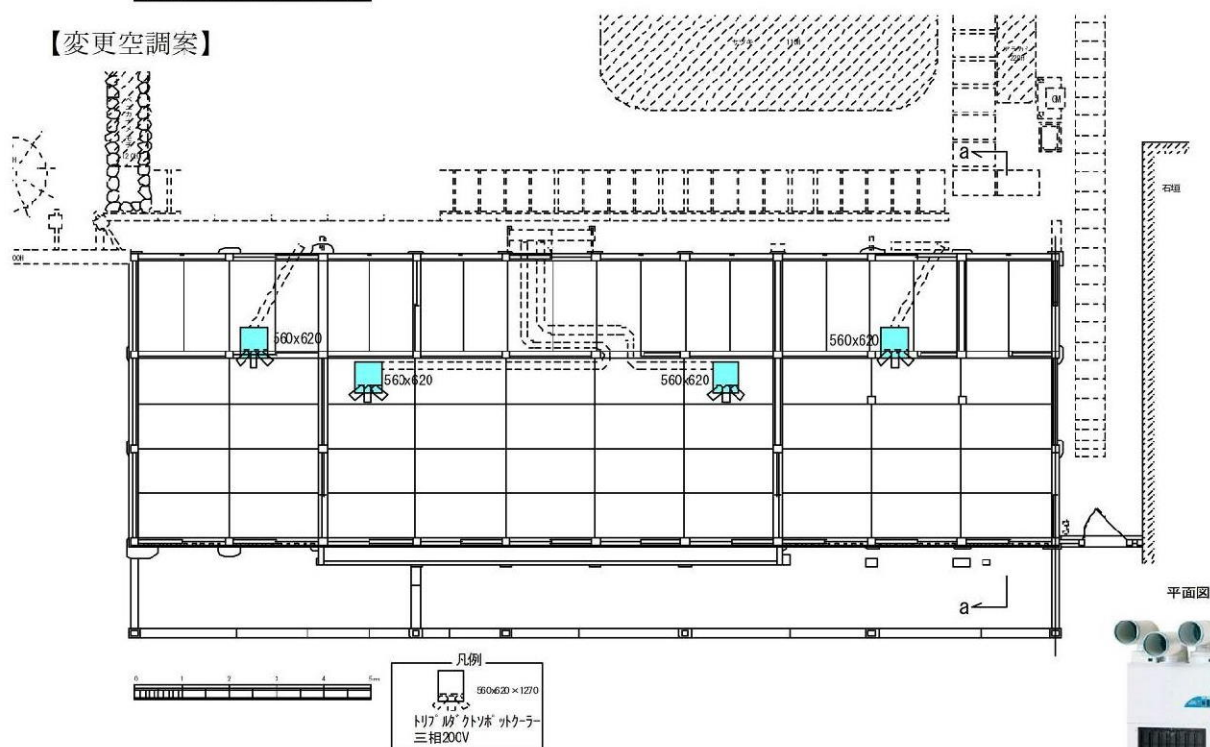
5 空調設備の変更について

2月19日の記念物部会、3月20日の二条城保存整備委員会で提案した空調設備設置計画案については、番所の重要文化財建造物指定を目指していることから、当面、前回案（常設で一部平面的に改造を要する機器）から仮設的機器（スポットクーラー）に変更する。機器については三相200Vの高出力で対応する。

【前回空調案】

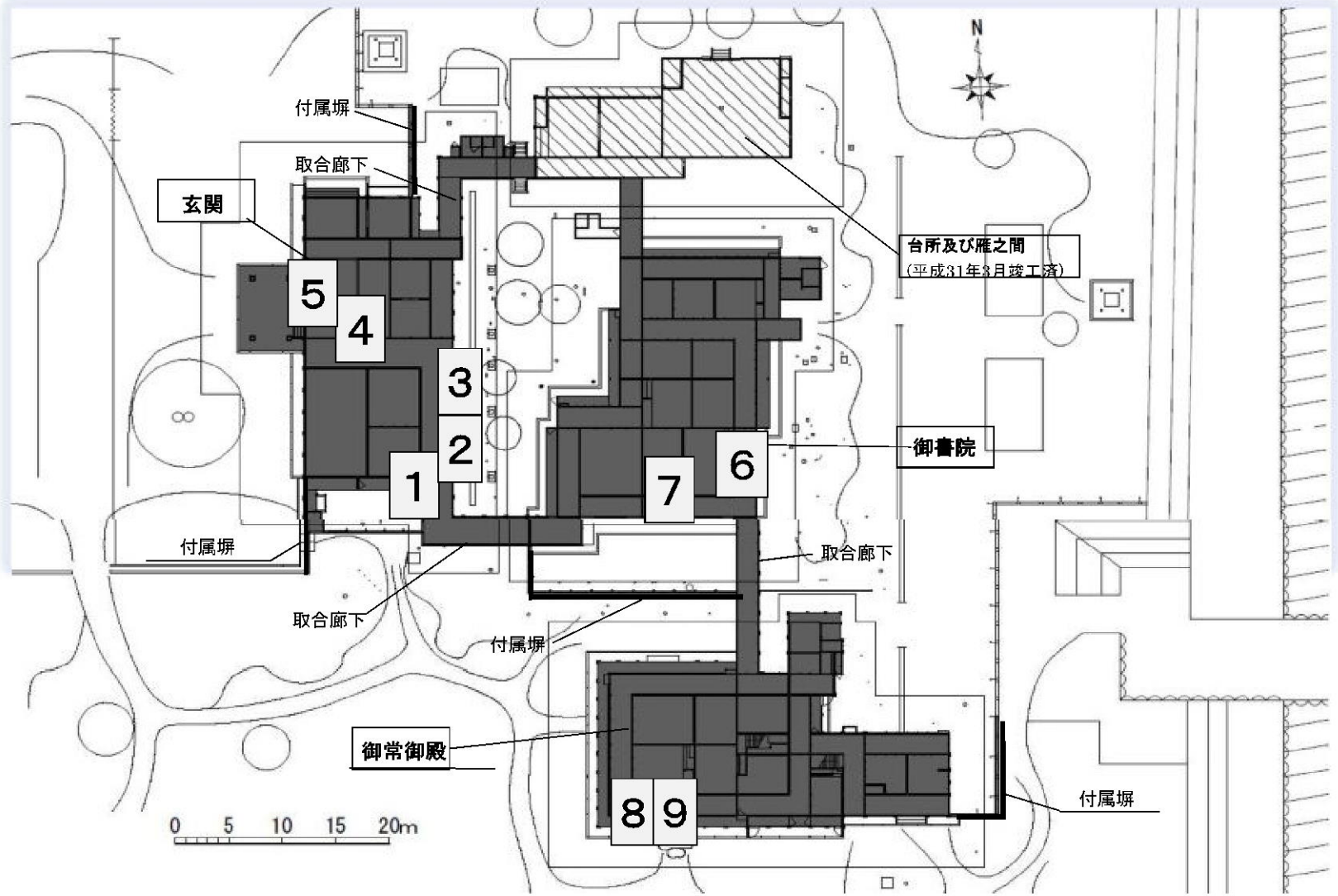


【変更空調案】



本丸御殿平面図

※下記の数字は、次頁以降の写真の場所を示している。

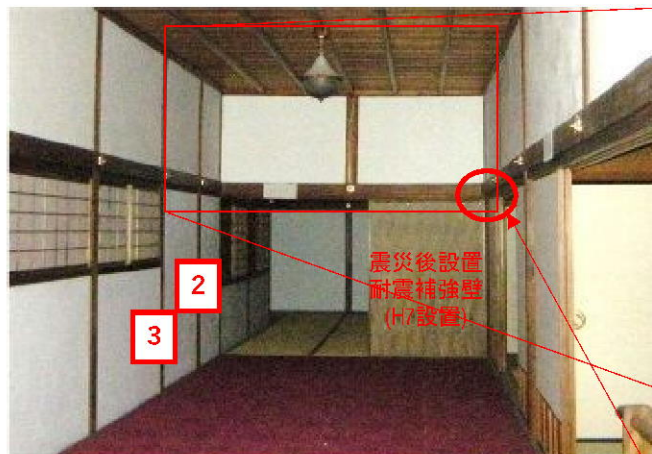


新たにわかった主な破損等の概要

屋根葺材を外すなどの修理工事を進めている。こうした中、小屋組や柱等の構造を確認していたところ、平成22年度の基本設計では想定していない構造の違いや破損部分などが新たに確認されている。

○玄関 くぎょうのま げんかんのま 之間一玄関之間南廊下境

修理前

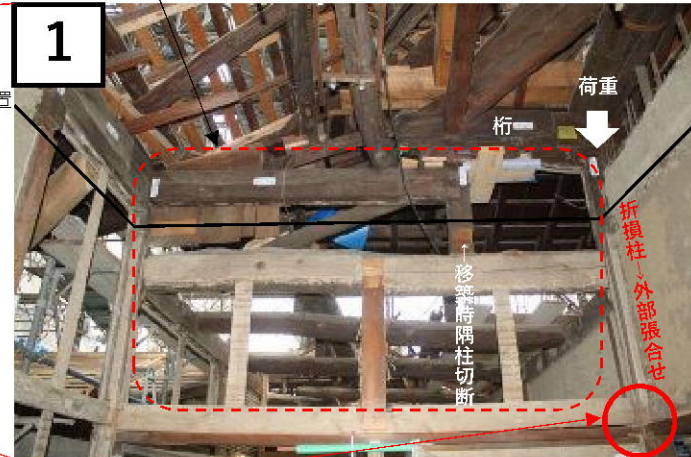


震災後設置
耐震補強壁
(H/E設置)

解体

屋根葺材、天井及び壁解体後

壁内の強度が構造的に不十分



柱折損部

○玄関 南廊下側柱

柱を削り，表面にきれいな板を貼り合わせた強度のない柱



みなみろうかしたがわばしら
南廊下側柱

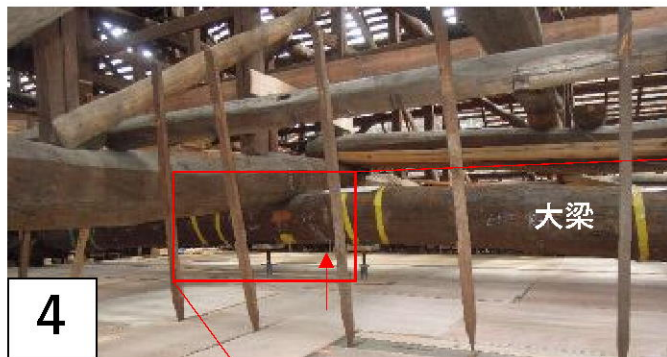


みなみろうかしたがわばしら
南廊下側柱

げんかんのまうえ おおばり

○玄関 玄関之間上 大梁

割れが確認された大梁



げんかんのまうえ こやぐみ
○玄関 玄関之間上 小屋組

接合に不具合が確認された梁



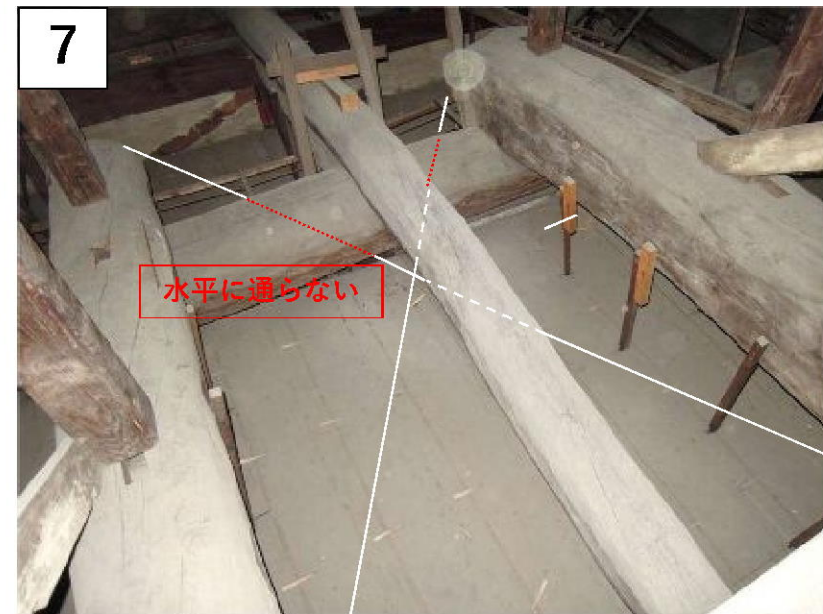
しよいんいちのま にのまうえ こやぐみ

○御書院 書院一之間と二之間上 小屋組

耐震補強用引張材が設置できない箇所



しよいんいちのま
書院一之間



しよいんにのま
書院二之間

まつづるのまそと おんえんざしき
○御常御殿 松鶴之間外 御縁座敷

耐震補強用引張材が設置できない箇所



入り隅部



みなみめん
南面

別 紙（２）

記念物部会

議題

(1) 城内通路の改良について

①背景, 目的

二条城内の通路は砂利道となっているため、歩きにくく、高齢者や車いす利用者、ベビーカー利用者等の観覧の障害となってしまう。さらに、乾燥時の土埃、雨天時の水溜りなど、一般の方々の観覧に支障をきたすような状況も見受けられる。

そこで、良好な観覧環境の整備（通路のバリアフリー化）を実施するため、通路の改良に関する調査や検討を行うものである。

②二条城の通路の歴史

現時点では、二条城の通路の歴史や変遷に関する資料は見つかっていない。

このため、他の事例（城、離宮）の状況から推察されているのが、二条城が宮内庁の所管となった（離宮となった）時代に、通路に砂利が敷設されたのではないかと考えられている。

③通路改良の基本的考え方

二条城の通路の改良は、以下の点に配慮して行っていく。

(ア) 文化財保存

埋蔵文化財に配慮したものとする。

(イ) 景観との調和

史跡の景観と調和に配慮したものとする。

(ウ) 強度

維持管理や工事等に必要な車両の通行に留意する。

(エ) 市民の理解

改良内容について、市民の方々から理解をいただけるようなものとする。

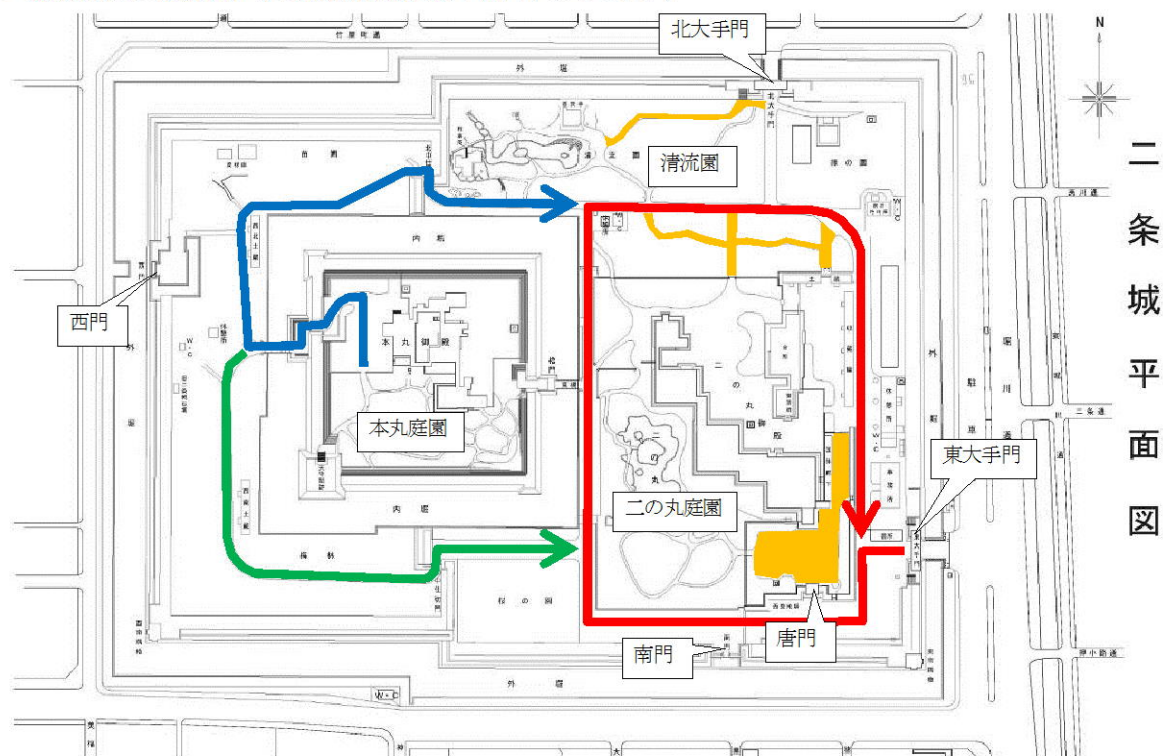
④通路改良の進め方

(実施予定)

年度	内 容
平成30年度 (2018)	・ 通路整備基礎調査（地下埋設管に関する情報整理等）
令和元年度 (2019)	・ (12月～3月)・地下埋設管詳細調査（地下埋設管のレーダー調査等）
令和2年度～ (2020)	・ 基本設計（予定） ・ 実施設計（予定） ・ 通路改良工事（予定）

(参考) 通路改良構想図

○ 二条城内の主要通路（主要通路総延長：約1,800m）



(参考) 雨天時の通路の状況写真



北大手門前通路南側の主要通路付近 (ソメイヨシノ標本木付近)



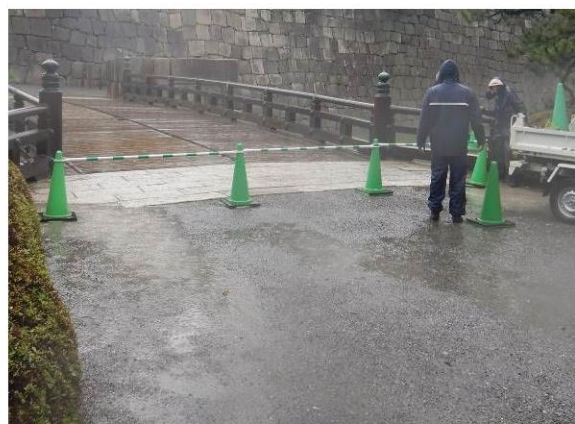
休憩所西側付近



事務所北側トイレ前付近



唐門東側案内看板付近



西橋付近

(2) 西南隅櫓通路整備工事について

①背景, 目的

二条城は『元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等の保存活用計画』（平成29年3月策定）において「これまで活用していない建造物の活用」を掲げており，その対象として，現在，西南隅櫓の特別公開を検討しているところである。

そこで，西南隅櫓の特別公開に向けて，主要通路から西南隅櫓までの通路を整備するとともに，西南隅櫓周辺にアジサイを植栽する。

②工事の概要

(ア) 工事期間：令和元年12月頃から令和2年3月中旬（予定）

(イ) 工事場所：西南隅櫓周辺（約1,800㎡）

(ウ) 整備内容：西南隅櫓周辺の樹木の整理（外堀土手の実生木の除去等）

主要通路から西南隅櫓までの間の植栽基盤整備（盛土約30cm）

通路整備（約1.5mの幅で白砂を敷設）

西南隅櫓周囲（外堀土手），通路周辺にアジサイ植栽

③整備効果

西南隅櫓周辺の樹木を整理し，その周辺にアジサイを植栽することにより，西南隅櫓を中心とした美しい景観が創出される。これにより，西南隅櫓の魅力（美しさ）が向上するため，来城者の文化財への関心が高まっていくことが期待できる。

④アジサイについて

（アジサイの選定理由）

二条城は，春の桜，秋のモミジ（紅葉）など，四季を感じることができる植物の彩りが魅力の一つとなっているが，晩春から初秋までの間に彩りを感じることができる植物が少ない。

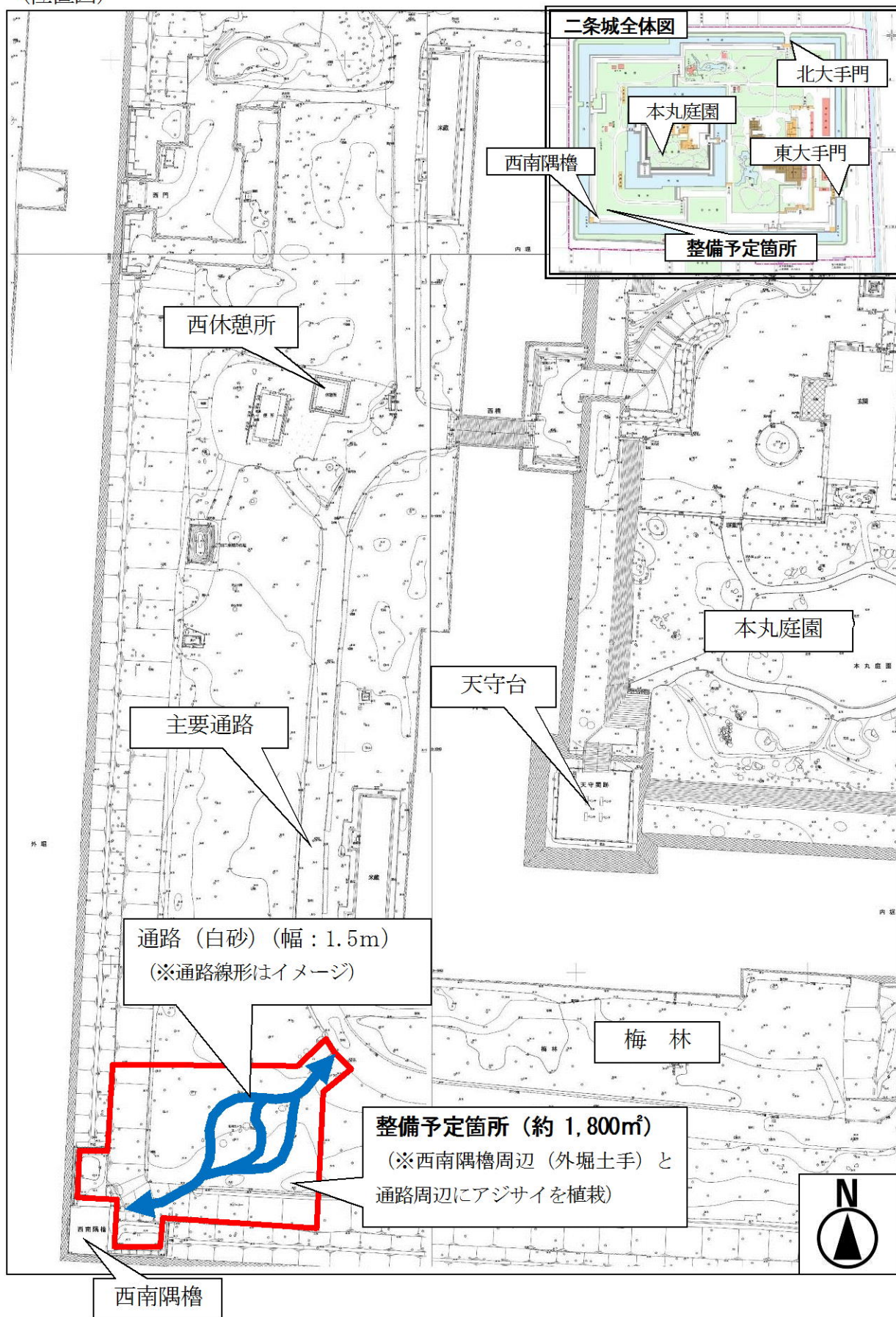
そこで，この間を彩る代表的な植物であるアジサイを使って，歴史的建造物（西南隅櫓）とアジサイが織りなす美しい景観を創出し，年間を通じて二条城の魅力向上を図っていく。

（アジサイの種類について）

文献によると，アジサイは古くから日本人に鑑賞されてきた花木で，奈良時代の『万葉集』，鎌倉時代の『古来風体抄』，江戸時代の松尾芭蕉の句などにも登場している。

なお，公園等に植栽されているのは，セイヨウアジサイ（西暦1900年頃，日本のアジサイがヨーロッパで品種改良されたもの）が主流であるが，本工事で植栽するのは，日本原産の品種（ガクアジサイ，ヤマアジサイ，コアジサイなど）に限定する（セイヨウアジサイより花が小さいため落ち着いた感じとなる）。

(位置図)



○西南隅櫓通路（アジサイ園）整備イメージ

（現況）



（整備イメージ（※植栽後3年ほど経過した時のイメージ））



(参考) 日本原産のアジサイの例 (※これ以外にも多くの品種がある)



ガクアジサイ



ヤマアジサイ



コアジサイ

報告

(1) 二条城北西隅石垣モニタリング調査について

平成30年度の調査結果について精査を行ったので、その概要を報告する。

また、観測精度を高めて実施している令和元年度の調査についても、その概要を報告する。

調査方法等（※図1，図2参照）

- ・ 二条城北西の外堀石垣上に設置された基準点から、第2駐車場付近の石垣に設定された観測点を計測（60箇所／回）（※平成28年度から調査開始（年4回計測））。
- ・ 石垣の変位量は、以下の方法で算出
○算出方法：「第1回計測（H28）の座標値」－「各回で計測された座標値」

①平成30年度の調査について

(ア) 調査の概要

- ・ 平成30年度は、石垣の状況をより詳細に確認するため、石垣天端に新たな観測点を設置（追加）して、4回（10/26，12/7，1/22，3/5）のモニタリング調査を実施（通算9回目～12回目）。
- ・ また、過年度に調査を実施した業者にヒアリングを行い、過年度の調査結果の再計算を行った。

(イ) 調査結果

- ・ 石垣斜面上の観測点のうち、観測点1-1～5，2-1～5，6-1～5，7-1～5のX座標（南北）とY座標（東西）に10mmを超える変位を観測した（平成29年度と同様の傾向）。
→10mmを超えた箇所は、基準点と観測点が鋭角となる箇所であった。
- ・ 新たに設置した石垣天端の観測点1-0～10-0は変位していなかった。
→石垣天端は変位していない（0～5mm）。
→以上の理由により、10mmを超える変位量は、計測方法による誤差である可能性が高いと考えられる。

②令和元年度の調査について

(ア) 調査の概要

- ・ 観測精度を高めるため、新たに以下の措置を講じて調査を実施中。
 - 基準点と観測点が正対に近い状態となるよう基準点を追加
 - 視準確保のため樹木の強剪定を実施
 - 毎回、基準点の点検測量（3級基準点から点検測量）を実施

- ・ 観測は、7月25日、9月25日、12月上旬、2月中旬の計4回を予定。

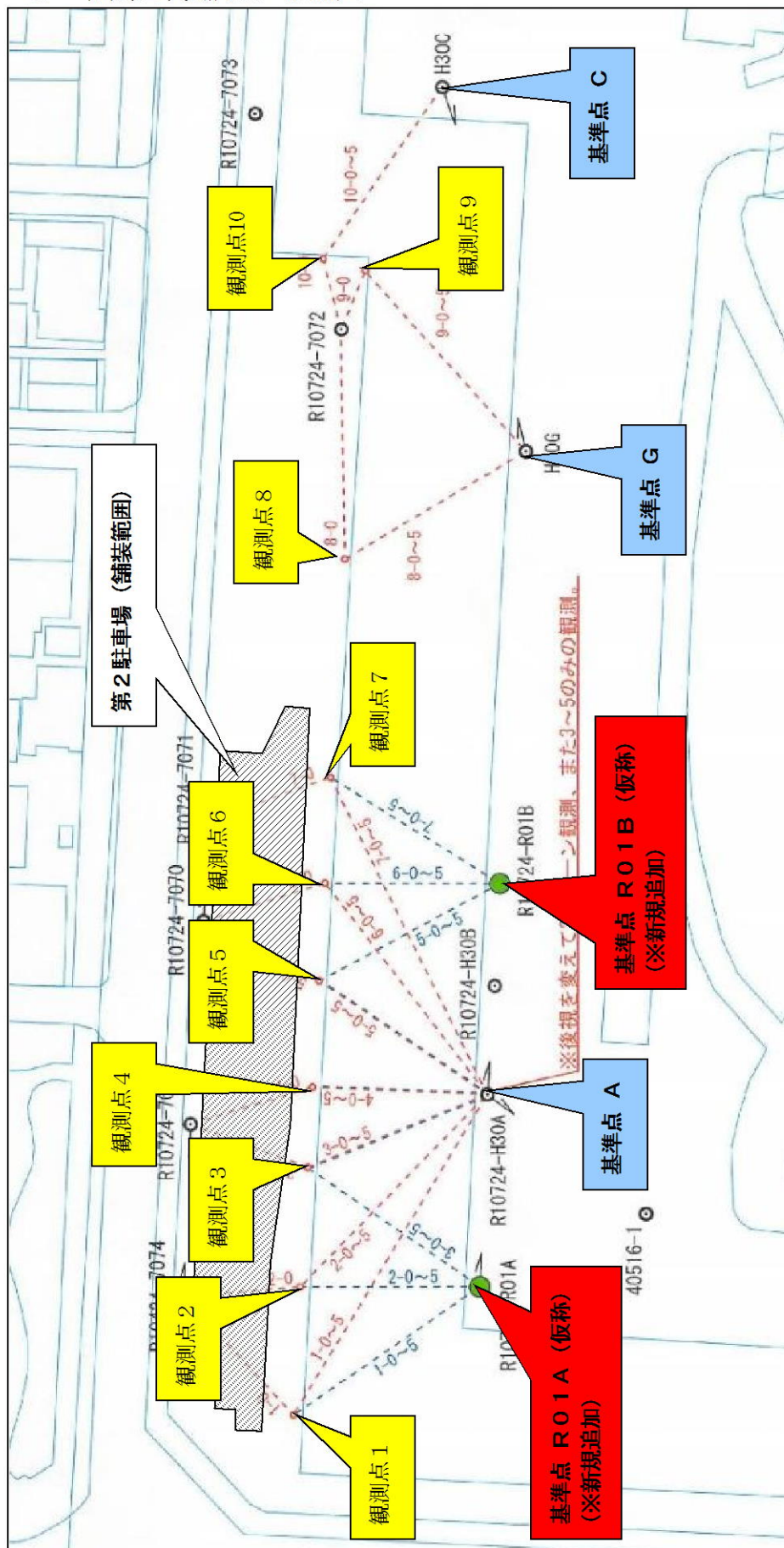
(イ) 調査結果（通算13回目）

- ・ X座標（南北）、Y座標（東西）については、平成30年度と同様、観測点1-1～5、2-1～5、6-1～5、7-1～5において10mmを超える変位が確認された。
→観測点1、2、6、7のX軸（南北）、Y軸（東西）は、新たな基準点（正対に近い基準点）から観測した結果をふまえて、石垣の状態を確認していく。
- ・ Z座標（上下）については、観測点10において、10mmを超える変位が確認された。
→観測点10のZ軸（上下）は、今後の調査結果を注視していく。
- ・ 今回、各観測点（観測点1～10）のターゲット（シール）が経年劣化により反射率が低下していることが確認された。
→今後、必要に応じて対策を検討していく。

(参考) モニタリング実施日

回	実施日	備考
第1回	平成28年11月24日	工事着工前
第2回	平成29年 1月13日	樹木移植作業終了後
第3回	平成29年 3月 1日	工事中
第4回	平成29年 3月23日	工事中
第5回	平成29年 7月21日	工事終了後、繁忙期運用後
第6回	平成29年 9月26日	繁忙期運用前
第7回	平成29年12月20日	繁忙期運用後
第8回	平成30年 3月12日	繁忙期運用前
第9回	平成30年10月26日	繁忙期運用中
第10回	平成30年12月 7日	繁忙期運用後
第11回	平成31年 1月22日	閑散期
第12回	平成31年 3月 5日	繁忙期運用前
第13回	令和元年 7月25日	繁忙期運用後
第14回（予定）	令和元年 9月25日	繁忙期運用前
第15回（予定）	令和元年 12月上旬	繁忙期運用後
第16回（予定）	令和2年 2月中旬	閑散期

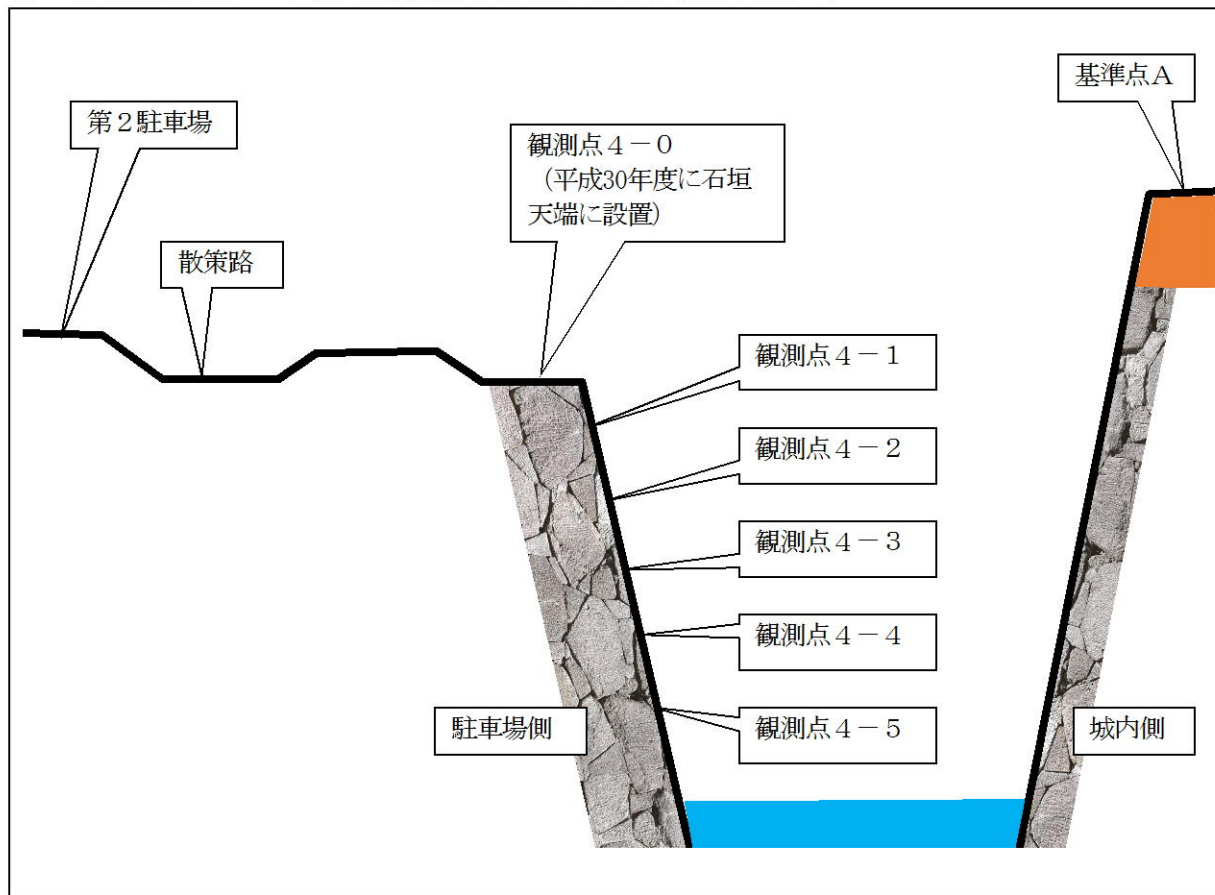
○ 令和元年度調査 配点図



(参考) 航空写真 (ゲーゲルマップより)



○ 石垣断面イメージ図（観測点 4 を例にして作成したもの）



（参考）石垣写真（基準点 A から撮影（正面が観測点 4））



(2) 第2駐車場の生垣（ピラカンサ）について

○概要

二条城北西の第2駐車場は、駐車場の整備に当たり、史跡の景観保全及び地元要望をふまえて、既存生垣（ピラカンサ）を4mの高さまで成長させて、駐車場内のバスが見えにくい状態をつくっていくこととなった（※補足1参照）。

しかし、第2駐車場完成後、約3年経過したが、ピラカンサの成長にムラがあり、見栄えが悪だけでなく、第2駐車場の目隠しになっていない箇所が見受けられるため、今後、何らかの措置を講じていく必要が生じている。

なお、ピラカンサは、年6回刈込を行い、形を整える作業を行っている。

(参考) ピラカンサを高さ4mまで成長させている範囲（約130m）



(参考) 現地写真



○今後の対応（案）

現時点では、景観保全（改善）のため、以下の2つの方法が考えられる。

今後、文化庁及び地元住民等と協議を行い、適切な方法で景観保全（改善）を図っていく。

（景観保全（改善）の方法（案））

- ・ピラカンサ以外の植物（カシ等）で高い生垣をつくる（※補足2参照）
- ・竹等で目隠し塀をつくる

（※補足説明）

（補足1）ピラカンサについて

ピラカンサは、バラ科の常緑広葉樹で、主に低木の垣根に使われるが、幹や枝が5m程度まで成長する性質をもっている。

第2駐車場のピラカンサは4mの高さを目指しているが、3年間成育状況を観察したところ、成育状況はあまり良好とはいえない状況である。

なお、ピラカンサは、もともと高さ約1.7mのものが外堀外周全体に植栽されていたが、駐車場整備完了後、第2駐車場付近は高さ4m、それ以外の場所は高さ1.1mになるよう管理していくこととなった。

（補足2）埋蔵文化財の保存に係る試験施工について

第2駐車場整備の際に、GL-60cmの深さに埋蔵文化財が確認されたため、ピラカンサに代わる樹木を植栽する場合は、防根シートが必要になると思われる。

このため、樹種の選定に当たっては、試験施工を実施して、60cmの植穴で良好に成長するかを確認していく必要がある。

計画の構成の変更について

令和元年7月5日開催の史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画 検討ワーキンググループ 第5回会議を受けて、計画の構成を「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」掲載の「標準となる構成」と文化庁の指導の下に変更した。

【参考】史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画（案）目次

下線部分は今後審議予定

旧	新
第1章 計画策定の契機と目的 第1節 計画策定の契機 第2節 計画の目的 第3節 基本事項 第1項 計画の対象範囲 第2項 指定の状況 第4節 検討ワーキンググループの設置・経緯 第5節 文化庁長官の認定 第6節 本市の計画との関係 第1項 計画の位置付け 第2項 二条城における国指定文化財とその保存活用に係る計画等について 第3項 計画の期間と体系 第2章 旧二条離宮（二条城）の成り立ちと現況 第1節 成り立ち 第1項 二条城成立前史 第2項 近世 第3項 近代 第2節 現況 第1項 保存活用に関わる法令 第2項 現況の把握 第3項 現状と課題 第3章 保存活用 第1節 本質的価値の検討 第1項 本質的価値に関する事項 第2項 本質的価値	第1章 計画策定の沿革・目的 第1節 計画策定の沿革 第2節 計画の目的 第3節 検討ワーキンググループの設置・経緯 第4節 他の計画との関係 第1項 計画の位置付け 第2項 二条城における国指定文化財とその保存活用に係る計画等について 第3項 計画の期間と体系 第5節 関連法令 第1項 保存活用に関わる法令 第6節 文化庁の認定 第7節 計画の実施 第2章 史跡の概要 第1節 計画の対象範囲 第2節 指定・所有等の状況 第1項 指定の状況 第2項 所有の状況 第3項 下賜の経緯 第3節 成り立ち 第1項 自然的調査 第2項 歴史的調査 第3項 社会的調査 第3章 史跡の本質的価値 第1節 本質的価値の明示 第1項 歴史的調査を踏まえた本史跡の画期と現存遺構の概要 第2項 本質的価値→【抜粋して後述】 第2節 地区区分 第3節 構成要素の特定 第1項 構成要素の概要 第2項 構成要素の大別→【抜粋して後述】

第2節 本質的価値を踏まえた保存活用方針	
第1項 考え方	—新5章へ
第2項 保存活用方針	
第3節 本質的価値を構成する要素の特定	
第4節 地区区分の設定	—新3章へ
第5節 地区毎の保存活用	—新6, 7章へ
第6節 周辺地域との関係性	—新3章へ
第7節 防災	—新7章へ
第4章 整備	
第1節 整備方針	—新8章へ
第2節 溜蔵・二階廊下の復元	
第5章 運営体制	
第1節 運営体制方針	—新9章へ
第6章 保存活用に係る手続き	—新10章へ
第1節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	
第2節 法令に基づく手続き	
第3節 MICE事業に係る手続き	
第7章 実施すべき施策	—新11章へ
第8章 計画の見直し	—新12章へ
参考資料	
・埋蔵文化財について	
・石垣について	
・図	
・写真	
第3項 構成要素	
第4節 周辺の文化財等	
第4章 現状・課題	
第1節 保存	
第1項 土木構造物（石垣、堀等）	
第2項 地下遺構	
第3項 庭園	
第4項 植栽	
第5項 文化財建造物	
第6項 障壁画	
第2節 活用	
第1項 一般公開	
第2項 特別公開	
第3項 学校教育	
第4項 二条城障壁画展示収蔵館における障壁画の原画公開	
第5項 京都市主催事業（文化事業・イベント）	
第6項 MICE事業等	
第7項 防災	
第3節 整備	
第1項 インフラ施設	
第2項 管理施設	
第3項 便益施設	
第4節 運営体制	
第5章 基本方針	
第1節 保存基本方針→【抜粋して後述】	
第2節 活用基本方針→【抜粋して後述】	
第3節 整備基本方針→【抜粋して後述】	
第4節 運営体制基本方針→【抜粋して後述】	
第6章 保存	
第1節 方向性	
第1項 追加指定と公有化	
第2項 地下遺構の保存と発掘調査	
第3項 地下遺構の確認状況による分類	
第4項 発掘調査と立会	
第2節 方法	
第1項 本質的価値を構成する要素（要素Ⅰ）	
第2項 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素（要素Ⅱ）	
第3項 本質的価値の保存を支える要素（要素Ⅲ）	
第4項 本質的価値の活用等に関わる要素（その	

	他の要素) (要素Ⅳ) 第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準 第1項 現状変更等の許可区分 第2項 現状変更等の取り扱い方針及び取扱基準 第7章 活用 第1節 方向性 第2節 方法 第1項 A地区 第2項 B地区 第3項 C地区 第4項 D地区 第8章 整備 第1節 方向性 第1項 保存のための整備の方向性 第2項 活用のための整備の方向性 第2節 方法 第1項 短期間に実施するもの 第2項 中期的な展望の下に実施するもの 第3項 長期的な展望の下に実施するもの 第4項 整備計画の策定 第9章 運営体制 第1節 方向性 第2節 方法 第1項 保存の体制 第2項 活用の体制 第3項 整備の体制 第4項 調査・研究の体制 第10章 手続き (第7回予定) 第1節 法令に基づく手続き (第7回予定) 第2節 MICE事業に係る手続き (第7回予定) 第11章 実施すべき施策 (第7回予定) 第12章 経過観察 (第7回予定) 参考資料 ・埋蔵文化財について ・石垣について ・図 ・写真
--	--

第3章 史跡の本質的価値

第1節 本質的価値の明示

第2項 本質的価値

前項での検討に基づけば、本質的価値は以下の5項が挙げられる。

1 徳川家康が築き、江戸時代を通じて将軍家の城であったこと

旧二条離宮（二条城）は、京都における徳川将軍の居城として築かれ、後水尾天皇の行幸に伴って郭を拡張し、大きく改修された。その後、二度にわたる火災により天守や一部の殿舎が焼失し、幕末の第十四代徳川家茂の時まで将軍の来訪はなかったが、幕府直轄の大番組から派遣される二条城在番と与力・同心によって維持管理されていた。

2 江戸時代における最高水準の技術が用いられていること

築城以来、旧二条離宮（二条城）では城域の拡張、石垣や建物や庭の改修、継承のための修理が行われてきた。その普請や作事に投入された技術は、幕府直轄による国内最高水準のものであり、それは今に残る石垣、建造物とその内部の障壁画や彫刻、庭園の随所に見て取ることができる。

3 江戸時代の幕開けと終焉の歴史的舞台となった城であること

慶長8年（1603）伏見城で将軍宣下を受けた徳川家康は、旧二条離宮（二条城）において祝賀の儀を行い、これが名実ともに江戸時代の幕開けとなった。一方、慶応3年（1867）第十五代徳川慶喜は大広間に諸藩の重臣を集め、大政奉還の是非を諮問し、これが江戸時代の終焉となり近代への歴史的転換点となった。

4 江戸時代以後の京都のあり方に大きな影響をもたらしたこと

旧二条離宮（二条城）という新たな都市核の誕生は、京都の都市構造や人々の暮らしに大きな変化をもたらした。中世以来、上京と下京の境界と意識されていた二条通は城の大手筋としての性格を附与され、その東端からは舟運のための高瀬川が開削された。城内外の清掃をはじめとした賦役は近隣の村や洛中の町が務めるなど、常に市中とつながりを持って維持されてきた。

5 近代において離宮として再整備され、用いられたこと

明治新政府のもと、旧二条離宮（二条城）は一時太政官代や京都府庁として利用されたが、その永続的な保存継承のため、明治17年（1884）離宮に改められることとなった。直ちに大規模な修理が行われて保存に道筋がつけられ、本丸では旧桂宮邸の移築と庭園の整備が行われた。大正天皇は皇太子時代に京都の宿所として使用しており、その即位に伴っては二之丸で祝賀の饗宴が執り行われた。

第3章 史跡の本質的価値

第3節 構成要素の特定

第2項 構成要素の大別

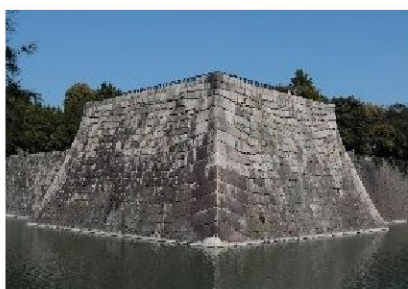
本史跡は、築城から離宮時代を通じて現在に至るまで、適切に利用され存続してきたことに価値が認められる。そのため史跡指定範囲には、江戸時代から近現代の要素が混在しており、本質的価値と関わるものとそうではないものとの違いが分かりにくい状況にある。また、本質的価値と直結しなくとも、その価値を管理・継承していく上で欠かせない要素というものもあり、これらについては、これまで本史跡が継承されてきた経緯を踏まえた整理をしておく必要がある。

まず最初に押さえてなければならないのが、城郭の骨格と二之丸や本丸の御殿・庭園など本質的価値を構成する要素である。次に築城前に成立した地下遺構や、離宮時代後に成立したもので清流園のように市中と繋がりをもち本質的価値の継承と密接に関わる要素については、本質的価値に準ずる評価ができる。また将来に向けてそれらの要素の保存を図っていくための要素も欠かすことができない。最後に本質的価値やそれに準ずる要素を活用するために必要な要素もある。

以上により、本史跡を構成する諸要素を以下の4項目に大別する。

要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素

築城から離宮時代の終わりまでに成立し、現在に至るまで継承されている要素で本質的価値の物証となるもの。



城郭の骨格
(天守台石垣)



御殿
(本丸御殿)



庭園
(二之丸庭園)

要素Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素

築城前に存在した要素と、離宮時代後に成立した要素で京都の市中と繋がりを保って利用され続けてきたことを示すもの。

なお、これらの要素は、文化財的な観点から適切に保存していく必要があるため、概ね50年前までに成立した要素を対象とする。



冷泉院園池跡



清流園



梅林

要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素

要素Ⅰ，Ⅱの保存に必要となる施設等。



管理事務所



展示収蔵館



放水銃

要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

活用に必要となる施設等（要素Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ以外の要素）。



出札室



大休憩所



便所(二条城外濠公衆トイレ)

表：各要素の成立時期

時代	安土・桃山以前	江戸	明治	大正	昭和	平成
時期	二条城時代前	二条城時代	官庁時代	離宮時代	離宮時代後	現代
史跡旧二条離宮(二条城)の 保存対象となる要素の分類	I	a	b	c		
	II	d			e	
	III					f
	IV					g
a：築城から寛永行幸を経て、現在の城郭の構造が形成され、京都における将軍の居館としての役割を江戸時代を通じて担うこととなった時期。二之丸御殿や二之丸庭園、石垣をはじめとする城郭の構造物等がこの時期に成立した。 b：明治時代に入り、太政官代が置かれた後、京都府庁が置かれた時期。官庁施設が整備された他、前時代から残る施設に手を加え使用した。 c：明治17（1884）年の離宮としての転換後から昭和14（1939）年の京都市への下賜まで、二条離宮としての役割を担うこととなった時期。旧桂宮御殿から現在の本丸御殿が移築される等、宮廷施設が整備された他、前時代から残る施設に手を加え使用した。 d：築城前の時期。平安時代には平安宮や神泉苑の一部、中世以後は町屋等が立地した。 e：二条離宮の廃止に伴う京都市への下賜以後の時期。国の史跡・名勝の指定を受け、戦時中は防空施設、戦後は庭球コート等が城内に整備された。その後、その庭球コート跡地に清流園とこれに付帯する施設を整備した他、桜の園等の園地を整備した。 f：概ね50年前から現在の時期。「要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素」、「要素Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素」の保存のために、管理事務所や展示・収蔵館等が整備された。 g：概ね50年前から現在の時期。「要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素」、「要素Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素」の活用のために、案内・解説板、駐車場、各種便益施設等が整備された。						

用語説明（計画の冒頭にまとめる予定）

○○時代前：○○時代を除き、その前

○○時代以前：○○時代を含み、その前

○○時代以後：○○時代を含み、その後

○○時代後：○○時代を除き、その後

第5章 基本方針

第1節 保存基本方針

本史跡の保存基本方針は、対象を第3章第3節第2項に記載した4項目に分類して示す。

要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素

- ・本質的価値を損なう現状変更行為は、行わないものとする。なお、保存のための整備（防災設備を含む）に伴う掘削を行う場合、離宮時代以前の顕著な遺構を保存の対象とする（例外として、離宮時代以後の埋設配管・配線は、記録保存または別置保存の検討も可能であるものとする。）。
- ・当該要素の永続的な継承のために、維持管理の措置と現況の確認・記録を継続して行い、き損箇所を早期に検出し、確実に修理を行う。
- ・建造物や庭園については、適正な周期で修理を行う。特に建造物については、耐震診断を行い、耐震補強等の安全性の確保を図る。石垣については、定期的な点検・記録を行いつつ、応急的あるいは抜本的対策を適切に選択・実施して、安全性の確保を図る。

要素Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素

- ・二条城時代前の地下遺構は、現状保存を基本とする。離宮時代後の地下遺構は、記録保存の検討も可能であるものとする。
- ・離宮時代後に成立した清流園並びにその敷地内にある建築と工作物等については、要素Ⅰを踏まえた保存・整備を行うものとする。

要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素

要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

- ・保存・活用の観点から、機能充実（拡充・改修）が必要な場合に整備を行う。

第2節 活用基本方針

本史跡の保存基本方針は、対象を第3章第2節に記載した4項目に分類して示す。

要素Ⅰ 本質的価値を構成する要素

- ・本質的価値の正確な裏付けを目指し、史料・現地調査を継続し、記録・普及啓発を行う。
- ・史跡旧二条離宮（二条城）の本質的価値を伝えるための情報発信や催事の充実を行う。
- ・活用に当たっては、築城から離宮時代までの利用形態を尊重し、二条城の本質的価値との関連に留意する。なお、利用者に本質的価値を周知することに努める。
- ・活用に伴う工作物の設置は、原則として掘削を伴わない仮設とする。
- ・復元整備をする場合は、部材、写真や絵図面等の資料が残り、位置・規模・構造・形式等について十分な根拠があるものを対象とする。

要素Ⅱ 本質的価値の成立前及び継承と密接に関わる要素

- ・二条城時代前と離宮時代後の状況について史料等の調査・記録を行い、その結果に基づいて普及啓発を行う。
- ・清流園等の離宮時代後に整備した市民の憩いの場を活かし、四季折々の魅力を感じる催事の充実を

図る。

- ・催事に伴う工作物を設置する場合は、原則として掘削を伴わない仮設とする。

要素Ⅲ 本質的価値の保存を支える要素

要素Ⅳ 本質的価値の活用等に関わる要素（その他の要素）

- ・保存・活用の観点から、機能充実（拡充・改修）が必要な場合に整備を行う。

第3節 整備基本方針

本史跡における整備基本方針は、本章第1節および第2節を受けて、保存と活用に分けて示す。

保存のための整備基本方針

- ・「要素Ⅰ，Ⅱ」の本質的価値の保存に寄与するための施設を維持し、史跡の保存に影響を与えない範囲で必要な機能充実（拡充・改修）を行う。なお、条件が整えば史跡指定地外へ移設することも検討する。

活用のための整備基本方針

- ・市民並びに観光客等の公益等に寄与するものとして、史跡の本質的価値に影響を与えない範囲で施設を適切に持続または改善する。
- ・展示解説等、来城者が本質的価値を理解するために史跡指定範囲内に設置することが望ましいものについては、適切に充実を図るものとする。
- ・来城者の安全確保と広域避難場所としての市民並びに周辺の帰宅困難観光客の受け入れを含めた京都市地域防災計画等に則った防災対策を施す。

第4節 運営体制基本方針

本質的価値に関わる多種多様な要素を適切に保存・活用するため、専門的な知識と技能を擁する体制を確立し持続する。